2026年10月30日時点版

令和８年熊本地震により被災を受けた小規模事業者等の皆様へ

中小企業庁 令和7年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）2次公募

- 熊本県内に事業所等を有し、令和8年熊本地震による被害について公的証明等により確認できる小規模事業者等が対象となります。
- 被災した小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会・商工会議所の助言も受けながら災害からの事業再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に対し200万円、または100万円を上限に補助金（補助率：2／3以内）が出ます。
- 計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

内容	金額
補助上限	（直接被害）200万円（間接被害）100万円
補助率	2／3以内、または定額（一定要件を満たす事業者のみ）

〔お問い合わせ先〕熊本商工会議所　〒860-8547　熊本市中央区横紺屋町10番地
電話）096-354-6688（代表）　URL）https://www.kmt-cci.or.jp/
〔申請書類郵送先住所〕
〒108－8799 高輪郵便局留め
【災害枠 熊本地震】商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局
〔電子申請申請先アドレス〕
商工会議所地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WfQ000003iibVUAQ
〔問合せ先〕商工会議所地区小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）＞事務局
電話：03－6633－2478［9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）］
〔商工会議所地区小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）＞ホームページ〕：https://r6.jizokukahojokin.info/kumamoto/

【概　要】

※詳細は商工会議所地区小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）＞事務局のホームページに掲載されております公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者［商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用］および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。（パート・アルバイトを含む）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費（広報費またはウェブサイト関連費のみの申請不可・補助金交付申請額は上限30万円(税込)）、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、修繕費、委託・外注費、車両購入費（事業に供する車両が被災した場合に限る）

◆活用事例（中小企業庁作成令和7年度補正予算「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」チラシより）

①被災により失った椅子やテーブル、厨房機器などを新たに購入するとともに、店舗改装と合わせて新しいデザインの看板を作成。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

②店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。新商品開発のほか、チラシ・フリーペーパーでの宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ

地域の商工会議所に対する支援機関確認書の作成・交付依頼は、締切の１２／８まで（厳守）に十分な余裕をもって、お早めにお願いいたします

①（電子申請のみ）GビズIDプライムアカウントの取得

②経営計画書の作成

③地域の商工会議所での補助事業者の要件を満たしているか等の確認を受けるとともに、支援機関確認書の作成・交付を依頼【１２／８締切＊】

④商工会議所より支援機関計画書（様式3）の交付を受ける

⑤送付締切までに補助金事務局へ申請書類一式を郵送またはJグランツによる電子申請により送付

⑥補助金事務局による審査、採択・不採択の決定【採択発表予定日：令和9年2月頃予定】

⑦（以下、採択の場合）入手価格の妥当性を証明できる見積書等の提出【提出期限：令和9年12月31日】

⑧交付決定後、販路開拓の取組実施

⑨所定の期限までに実績報告書等の提出

⑩補助金事務局による報告書等の確認

⑪報告書等の不足・不備がないことの確認が終わり次第、補助金を請求・受領（精算払い）

商工会議所の指導・助言を受けることができます

【＊】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「支援機関確認書」の交付依頼等を行うことは出来ません。

	第１次締切	第２次締切	第３次締切	
1. 支援機関確認書(様式3)の発行依頼締切	令和8年10月9日(金)（厳守）	令和8年12月8日(火)（厳守）	未定	
2. 申請書類一式の申請締切	令和8年10月16日（金）［郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00］	令和8年12月15日（火）［郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00］	未定	
3. 採択結果公表	令和8年11月頃予定	令和9年2月頃予定	未定	
4. 補助事業の実施期間	交付決定日（令和8年熊本地震により被災した日以降の補助事業開始日）から令和9年10月31日（日）まで	交付決定日（令和8年熊本地震により被災した日以降の補助事業開始日）から令和10年1月31日（月）まで	未定	